



平成26年1月23日

各位

株式会社 U B I C  
代表取締役社長 守本正宏  
東京都港区港南2-12-23  
(コード番号: 2158 東証マザーズ)  
(NASDAQ ティッカーシンボル: UBIC)  
問合せ先: 執行役員 管理本部長  
谷口正巳  
TEL 03-5463-6344

**株式の分割、単元株式数の変更および定款一部変更  
並びに米国預託証券(ADR)の対原株比率変更に関するお知らせ**

当社は、平成26年1月23日開催の取締役会において、以下の通り、株式の分割および単元株式数の変更等に係る定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式の分割および単元株式数の変更等に係る定款の一部変更の目的

全国証券取引所が公表した平成19年11月27日付「売買単位の集約に向けた行動計画」および平成24年1月19日付「売買単位の100株と1,000株への移行期限の決定について」の趣旨に鑑み、当社普通株式の売買単位を100株とすべく、当社普通株式1株を10株に分割するとともに、単元株式数を10株から100株に変更いたします。また、定款の一部変更は上記株式分割および単元株式数の変更に伴うものです。

なお、この株式の分割と単元株式数の変更を同時に実施するため、投資単位の実質的な変更はございません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成26年3月31日(月)を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき10株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成26年3月31日(月)の最終の発行済株式総数に9を乗じた株式数とします。平成25年9月30日(月)の最終の発行済株式総数を基準に計算すると次のとおりとなります。

① 株式分割前の当社発行済株式総数	3,441,136 株
② 今回の分割により増加する株式数	30,970,224 株
③ 株式分割後の当社発行済株式総数	34,411,360 株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	72,000,000 株

(3) 分割の日程

基準日公告日	平成 26 年 3 月 3 日 (月)
基準日	平成 26 年 3 月 31 日 (月)
効力発生日	平成 26 年 4 月 1 日 (火)

3. 単元株式数の変更について

(1) 変更する単元株式数

上記「2. 株式分割の概要」に記載した株式分割の効力発生日をもって、単元株式数を 10 株から 100 株に変更いたします。

(2) 変更の日程

効力発生日 平成 26 年 4 月 1 日 (火)

(ご参考) 上記の単元株式数の変更に伴い、平成 26 年 3 月 27 日 (木) 付をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位は 10 株から 100 株に変更されることとなります。

4. 新株予約権の行使価額の調整

株式分割の実施に伴い、新株予約権 (ストック・オプション) の行使価額を平成 26 年 4 月 1 日 (火) 以降、次のとおり調整いたします。

新株予約権	調整前行使価額	調整後行使価額
第 4 回新株予約権	391 円	40 円
第 5 回新株予約権	2,203 円	221 円
第 6 回新株予約権	8,096 円	810 円
第 7 回新株予約権	4,684 円	469 円
第 8 回新株予約権	50.28 米ドル	5.03 米ドル

5. 米国預託証券 (American Depositary Receipt、以下、「ADR」といいます。) の当社株式との交換比率の変更

- ① 現在の比率 1 ADR = 1/5 当社株式 (5 ADR = 1 当社株式)
- ② 変更後の比率 1 ADR = 2 当社株式 (1/2 ADR = 1 当社株式)
- ③ 変更実施日 平成 26 年 4 月 1 日 (火) (米国東部時間)
- ④ ADR 預託銀行 ニューヨークメロン銀行

## 6. 定款の一部変更の概要

### (1) 定款変更の理由

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、上記の株式の分割にあわせ、会社法第 184 条第 2 項および第 191 条の規定に基づき、取締役会決議により、平成 26 年 4 月 1 日 (火) をもって当社定款の一部を次のとおりに変更いたします。

### (2) 定款変更の内容

①発行可能株式総数を株式分割の割合に応じて増加させるため、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更いたします。

②株式分割と同時に単元株式数を 100 株とするため、第 8 条（単元株式数）を変更いたします。

(下線部分は、変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>7</u> <u>20</u> 万株とする	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>7</u> 、 <u>200</u> 万株とする。
(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>10</u> 株と する。	(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株 とする。

以上